

令和 7 年度京都府食品衛生監視指導計画（案）に対する意見と府の考え方

項 目	意 見	府の考え方
重点的取組	自動車における飲食店営業について関西広域連合構成自治体（鳥取県を除く）における共通基準の運用が開始されますが、移行期には特に監視指導の強化を求めます。	営業者及び許可取得予定者への情報提供を十分に行うほか、許可更新時の情報提供、指導を徹底します。
実施体制	食の安全を守る人材確保の取り組みとして、担当する職員の体制確保が進むよう予算や京都府全体の体制整備等の措置を要望します。	引き続き、人材の資質向上を図ると共に、十分な人員体制や予算の確保に努めます。
	先進的な事例を積極的に評価して、府内全体で水平展開する取り組みにつなげられないでしょうか。京都市ではHACCP食の安全宣言届出制度が令和 6 年 4 月から運用を開始しています。府内全体の取り組みとしては積極的に食の安全に取り組む店舗は増えているのでしょうか。業者はもちろん消費者への情報開示を進めることにより食品安全分野のリスクコミュニケーションの促進と、安心感の向上につながるものと考えます。	法改正以降、原則として全ての食品等事業者に HACCP に沿った衛生管理が求められることになりました。その中で、京都府では HACCP に基づく衛生管理を実施する事業者について届出制度を設けており、一覧を公表しております。
	自動車における飲食店営業について関西広域連合構成自治体（鳥取県を除く）における共通基準の運用が開始されますが、食中毒が起こった場合、情報が消費者に迅速に届くよう、関係自治体、府内関係者との情報を綿密にされるよう要望します。	関係自治体、府内関係者などと連携し、速やかな危害発生防止や拡大防止に努めます。
監視指導の実施方法	他府県で、学校給食のアレルギー表示漏れにより児童がアレルギー症状で入院する事態が起こっています。命に係わる大きな問題のため、施設への助言や指導の徹底を要望します。	学校給食を含めた学校生活における食物アレルギー対策として、京都府食の安心・安全行動計画に基づき、食物アレルギーのある児童・生徒への個別の取組プランの作成率の向上推進を行っており、また、学校給食関係者を対象とした研修会において、学校給食における食物アレルギー事故防止の徹底について注意喚起を行うなど、引き続き担当

		部局と連携し事故防止に向け取り組みを行います。
	食品ロス削減の観点から、食べ残しを持ち帰ることは大切なとりくみと受け止めています。 しかし、食中毒の発生は避けなければなりません。あくまで消費者の自己責任ですが、事業者が消費者に一定の注意事項の説明等を行うよう消費者庁が作成した「食べ残し持ち帰りガイドライン」等も活用し、事業者への監視指導の強化を求めます。	テイクアウトやデリバリー用に製造・販売される食品と合わせ、食べ残し持ち帰りに関しても事業者及び消費者へ必要な注意喚起を行います。
	生や加熱不十分な鶏肉料理を提供している飲食店には、消費者に対して食中毒及び予後の後遺症リスクがあることの説明義務を課すことを求めます。 また、生食以外でも鶏肉を扱う飲食店や販売者には、鶏肉等を食べる際、消費者に対して十分加熱するように注意喚起するなど指導強化を求めます。	鶏肉の生食や加熱が不十分であることへの注意喚起について引き続き重点項目として取り組みます。
	近年の気象状況からすると、「食中毒注意報」の発令の回数が増加する可能性が高いと思います。そのような状況に慣れてしまわないように注意喚起の仕方にも工夫が必要と考えます。	SNS や防災メールも活用した積極的な注意喚起を行います。
食品等検査計画	放射性物質の検体数を一気に半減する計画ですが、消費者の間にはまだ、放射性物質への不安があります。検体数の削減については見直しを求めます。	本検査の検体数については、これまでの府内、国内の検査結果、食の安心・安全審議会食品における放射性物質検討部会委員の意見を踏まえ、より必要性の高い検査に振り替えたいと考えています。
	水産食品（魚介類、水産加工品）の収去検査で令和7年度新規・重点科目としてヒスタミン検査を拡充することが盛り込まれたことを歓迎します。ヒスタミンの食中毒については、魚の保存方法など消費者が注意すれば防げることもあり、家庭でできる食中毒予防の注意喚起や啓発にも力を入れてほしいです。	ヒスタミン等を含めた食中毒について SNS 等を活用した啓発を実施します。

その他	食中毒の問題などについて、学校の授業等で映像で見せるような伝え方も考えていただきたい。	食中毒に関する映像資料については「京都府食の府民大学」より動画の視聴が可能であり、また、DVD の貸し出し等も行っており、引き続きこれらを利用した予防知識の指導啓発に努めます。
	一部地域では、基準値を上回る濃度の P F A S が検出されている事例もあります。環境省は、水道水の汚染状況調査を実施し、暫定目標値の見直しも検討しているようですが、京都府としても他の有機フッ素化合物も含め、農産物への影響や健康への影響など、府民へのわかりやすい情報開示が今後さらに必要となると考えます。	水道水の水質基準等については、現在も引き続き国による検討が行われており、府内関係部署と連携し、速やかな情報収集とわかりやすい情報開示に努めます。